

2016.12.9

サヨナラ原発福井ネットワーク  
福井から原発を止める裁判の会  
連絡先：090-7083-8921（若泉）

貴委員会に対し、以下の要請を行います。

【要請事項】

2016年6月10日に改定された「震源断層を特定した地震の強震動予測手法（レシピ）」に沿って、Fujii-Matsu'uraの応力降下量を採用することを禁止し、2008年4月11日改訂された「震源断層を特定した地震の強振動予測手法（レシピ）」を用いて大飯・高浜・美浜原発の地震動を評価するよう関西電力、原子力規制委員会に要請していただきたい。

このことは入倉・三宅式問題に隠れて見過ごされがちであるので、特に注意が必要です。

島崎邦彦前原子力規制委員会委員長代理による原子力規制委員会の基準地震動の過小評価の指摘は、田中俊一委員長が「専門家の間で知見が固まっておらず、現段階で（別手法に）乗り換える必要はない（7/20 東奥日報）」という表明で幕を閉じたと思われています。しかし、問題は何一つ解決していません。そもそも、原子力規制委員会には地震動評価の専門知識を持った委員が皆無であり、過小評価の指摘を正確に理解できていないのではないのでしょうか。

地震発生前には、入倉・三宅式に必要な「地下でのすべり量分布に基づく震源断層面積」を求めるのは難しく、入倉・三宅式で正確に地震規模を予測することは困難です。地表に現われた活断層や変動地形学などからの情報で得られる「震源断層」はこのような「すべり量分布に基づく震源断層」より面積が小さいため、これに入倉・三宅式を適用して地震規模を求めると過小評価になると島崎氏は訴えているのです。また、今年10月5日の日本地震学会において<sup>こうけつ</sup>瀬瀬一起東京大学地震研究所教授は、熊本地震の震源断層を評価することによって、活断層の地震動予測には入倉・三宅式ではなく松田式を用いるべきことを確認したと、島崎氏の指摘を裏付ける報告を行いました（「東大地震研 原発の地震予測法は『地震規模が過小評価に』」10月5日 毎日新聞・参考）。

現時点で地震動評価にいくつかの問題点があります。たとえば今年6月10日の地震調査研究推進本部の「震源断層を特定した地震の強震動予測手法（レシピ）」改訂<sup>注1</sup>などは、原子力規制委員会で議論されていません。同改訂により、大飯原発の基準地震動評価に大きく関わる「FO-A断層、FO-B断層、熊川断層」3連動については過小評価になるため、同レシピを用いてはならないとされました。

その他、以下の点も指摘されています。

- ・原子力規制委員会の適合性審査の耐専スペクトルは内陸補正をしていないので、「震源特性で1.5倍」を考慮したことになっている。断層モデルでは応力降下量と短周期レベルを1.5倍にすることで同様の考慮をしているが、耐専スペクトル（内陸補正なし）の1/2～1/3でしかない。つまり、両方とも「震源特性で1.5倍」を考慮しない場合でも、1/2～1/3の差

があることになる。

- ・耐専スペクトルと断層モデルは地震動評価の平均像を表すにすぎないが、これには最近 20 年間の国内地震観測記録が反映されていない。
- ・平均像からの標準偏差一つ分のバラツキ＝「平均＋標準偏差」が平均の 2 倍になるほどの偶然的不確実さの考慮がなされていない。
- ・マグニチュード 6.5 の原発直下の地震が 1,340 ガルの地震動をもたらすという旧原子力安全基盤機構の解析と熊本地震による裏付けが考慮されていない。

以上のように、基準地震動評価に関し、専門的な立場から原子力規制委員会の議論に対する疑問が出されている現状を貴委員会は見過ごしていいのでしょうか。大飯・高浜・美浜原発の基準地震動に関する議論を福井県原子力安全専門委員会として独自に精査し検証することを強く求めます。

今年 10 月 21 日に発生した鳥取県中部の地震マグニチュード 6.6 でも震源近傍の倉吉観測点(地表)で 1,494 ガルの強振動が観測されました。この地震による地震断層はどこにも現れていません。つまり、マグニチュード 6.6 程度の地震の発生は事前の調査では見つけられず、いつどこで起こってもおかしくないことを示しています。

委員の皆さまにおかれましては、委員として、科学者・有識者として恥じることのない議論をしていただきたいと県民・住民としてお願い申し上げます。なお、原子力規制委員会で議論されていない今年 6 月 10 日のレシピ改訂などの問題については、8 月 28 日に鯖江市で講演された長沢啓行大阪府立大学名誉教授の講演ビデオを、委員各位に配布させていただきますのでご参照ください。

今回の要請と関連性のある要請としては、脱原発弁護団全国連絡会が、6 月 23 日に原子力規制委員会に対して「原子力規制委員会による入倉・三宅(2001)式適用の見直しに関する要請書」を提出しています(別紙 1)。

注 1：断層モデルの改訂であり、「長大な断層」を定義し、電力会社が行ってきた「長大な断層」でない断層での応力降下量の設定法に制約を付した。この改訂を踏まえれば、これまで行われた断層モデルによる地震動評価結果は例外なく大きく引き上げられることは必至であり、基準地震動の見直しは避けられない。その結果、大飯原発の 1,260 ガルのクリフエッジ(炉心溶融に至るぎりぎりの値)を超える可能性が高いこと、また、どの原発においても断層モデルによる地震動評価結果が 1.5 倍程度に引き上げられることになり、耐専スペクトル(固有周期による評価)との大きな差がなくなり、ほぼ同一になる。

以上